

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合契約事務取扱規程

平成27年4月1日

訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の契約（工事、業務委託、物品等を含む。）に関する事務について共通する事務の取扱いを明記し、事務の効率化を図ることを目的とする。

(実施計画の承認)

第2条 発注担当者は、契約を伴う事業を実施する場合は実施計画の承認を受けるものとし、実施計画の承認の決裁は次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、10万円未満のもの又は軽易なものは実施計画の承認を省略できるものとする。

- (1) 仕様書及び特記仕様書
- (2) 設計書及び図書
- (3) 指名業者選定案（通常の指名競争入札の場合）
- (4) 入札公告案（受注希望型指名競争入札及び制限付き一般競争入札の場合）

(実施計画の取扱)

第3条 実施計画の承認は、500万円未満（工事請負にあつては1,000万円未満）のものについては、事務局長が専決できるものとする。

(見積の場合の取扱)

第4条 発注担当者は、10万円以上の契約について、見積書の徴収を行ったときは、契約締結の伺いに実施計画承認の伺い及び見積書を添付して決裁を受けるものとする。この場合において、2社以上の見積書を徴収するものとする。

(入札の場合の取扱)

第5条 入札事務は、計画係が行う。

- 2 発注担当者は、入札により契約を実施しようとする場合は、実施計画の承認後、指名業者選定案又は入札公告を契約の事務を担当する者（以下「契約担当者」という。）に提出するものとする。
- 3 契約担当者は、通常指名競争入札の場合、発注担当者から提出された指名業者選定案を伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合建設工事等入札参加者指名委員会（以下「指名委員会」という。）に提出する。受注希望型指名競争入札及び制

限付き一般競争入札の場合、発注担当者から提出された入札公告をもとに、公告する。

(入札執行の決定)

第6条 入札執行の決定については、予算執行に係る実施計画書の承認同等の決裁をもって行うものとする。

(入札執行通知)

第7条 入札執行通知は、入札日前10日までに入札参加者に通知するものとする。

ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、受注工事希望型及び制限付き一般競争入札については、入札日前3日までに通知する入札参加資格確認結果通知書をもって代えるものとする。

(入札参加の辞退)

第8条 入札の通知を受けた者が、入札参加を辞退しようとするときは、別に定める入札辞退届を、提出させること。この場合において、以後の指名等について何ら不利益な取扱いをしてはならない。

2 入札辞退届の提出期限は、入札日の前日（郵送の場合は入札日の前日までに到達したものに限り。）とする。ただし、電子入札による場合は、電子入札締切り日時までに電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。なお、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出ることができる。

3 入札に参加しようとする者が、1人となったときは、当該入札執行は行わないものとする。

(入札回数)

第9条 入札回数は、2回を限度とする。

(開札)

第10条 開札は、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。ただし、電子入札による場合は、この限りでない。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とす

る。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(協議による随意契約)

第12条 再度入札で落札者がいない場合で、入札執行者が随意契約が可能であると判断した場合は、入札執行者と最低価格の入札者との間で協議し、予定価格に達した場合に契約を締結することができるものとする。

(再度入札の辞退)

第13条 再度入札において、入札参加を辞退しようとする者があるときは、入札辞退届又は入札辞退の旨を明記した入札書を入札箱に投入させる。この場合において、入札辞退届又は入札辞退の旨を明記した入札書は封筒に入れずに、そのまま入札箱に投入させる。ただし、電子入札による場合は、再度入札締切り日時までに電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。なお、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出ることができる。

2 入札箱に入札書を投入した者が1人のときは、当該入札執行は行わないものとする。この場合において、入札書は開封しないで入札書を投入した者に返却する。ただし、電子入札による場合は、入札したものが1人の場合、開札しない。

(指名替え)

第14条 次に掲げる場合は、改めて指名委員会に諮り、指名替を行うものとする。

- (1) 入札に参加しようとする者がいない場合
- (2) 入札箱に入札書の投入がなかった場合
- (3) 第12条により入札執行者が随意契約が不可能と判断した場合及び最低価格の入札者との協議が不調であった場合（別の業者と条件を変更しないで契約できる場合を除く。）

(追加指名)

第15条 入札に参加しようとする者又は入札箱に入札書を投入した者が1人のため、入札を不執行とした場合は、改めて指名委員会に諮り、追加指名を行うものとする。

(支出負担行為の決議)

第16条 発注担当者は、契約書の締結をしたときは、直ちに支出負担行為伺いを起票し、決裁を受けるものとする。請書を徴収したときも同様とする。

(管理者への報告)

第17条 事務局長は、契約のうち重要な案件については、これを管理者に報告する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。